

---

1 市職員の不祥事(公金の着服)及び懲戒処分について

---

令和5年12月21日 立川市広報課

報道機関 各位

## 市職員の不祥事（公金の着服）及び懲戒処分について

職員による公金（ごみ処理手数料）の着服が発覚し、令和5年12月20日付けで関係職員の懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表いたします。

### 1. 処分の内容（令和5年12月20日付け）

**被処分者1** 環境下水道部ごみ対策課主事 31歳男性

量定：懲戒免職（地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号適用）

理由：ごみ処理手数料の収入金422,400円を着服

**被処分者2** 環境下水道部（ごみ減量化担当）課長 59歳男性

量定：懲戒減給10分の1（3ヶ月）（地方公務員法第29条第1項第2号、第3号適用）

理由：管理職として公金管理における部下の指導監督不適正及び着服行為の報告遅延

**被処分者3** 環境下水道部（ごみ減量化担当）係長 51歳女性

量定：懲戒減給10分の1（1ヶ月）（地方公務員法第29条第1項第2号、第3号適用）

理由：係長職として公金管理における部下の指導監督不適正及び着服行為の報告遅延

※ あわせて環境下水道部（ごみ減量化担当）の部長級職員1名を訓告処分としました。

### 2. 事案の概要

本事案は令和5年9月5日（火）及び同月11日（月）、環境下水道部ごみ対策課の職員（12月20日付けで懲戒免職処分。以下「事故者」という。）がごみ処理手数料の収入金を着服して自宅へ持ち帰った事案となります。

#### （1）着服金額等

着服したごみ処理手数料は、廃棄物処理のために総合リサイクルセンターへごみを持ち込んだ方から委託事業者が徴収する手数料であり、受付時間終了後に委託事業者から職員が現金を受け取り、金庫に保管します。保管された現金は、職員が本庁舎の金融機関窓口に入金して会計処理を行う流れとなっています。

着服した手数料の一覧及び概要は下表のとおりで、総額は422,400円となっています。

着服金額 (収入日*)		概要
A	267,900円 (8/23-31)	(書類授受等を行うための)本庁訪問当番として本庁舎の金融機関に入金すべき収入金を納めずに着服(9/5)
B	102,000円 (9/1・4)	ごみ対策課の事務室にある金庫で保管されていた収入金を職員がいない時間帯に着服(9/5)
C	52,500円 (9/11)	委託事業者から受領した収入金を金庫へ保管せずに着服(9/11)
計	422,400円	*収入日は、総合リサイクルセンターで手数料として受領した日

## (2) 経過概要（すべて令和5年）

- ① 9月5日（火）。本庁訪問当番として本庁舎の金融機関に入金すべき収入金 267,900 円（A）を納めることなくごみ対策課へ持ち帰って着服（着服A）
- ② 9月5日（火）。ごみ対策課の事務室にある金庫で保管されていた収入金 102,000 円（B）を職員がいない時間帯に着服。着服Aとともに自宅へ持ち帰る。（着服B）
- ③ 9月11日（月）。委託事業者から受領した収入金 52,500 円（C）を金庫へ保管せずに着服し、自宅へ持ち帰る。（着服C）
- ④ 9月14日（木）。発見者（手数料事務の担当職員。以下、同じ。）が9月11日（月）分の収入金（C）が金庫に保管されていないことに気付き、委託事業者から11日に収入報告を受けた事故者に尋ねたところ、書類等に紛れているかもしれないので探す旨の回答があった。（C不明金の発見）
- ⑤ 9月19日（火）。発見者が9月18日（月・祝）分の収入金 103,500 円のうち 50,000 円が不足していることに気付いて事故者に尋ねたところ、11日分の収入金 52,500 円（C）を誤って自宅に持ち帰ってしまったため、先に18日分の収入金の一部から11日分（C）を補填したとの説明があった。事故者は、発見者から不適切な処理である旨の指摘を受けるとともに早急な返金を求められ、21日（木）に持参した。（着服Cの返金）
- ⑥ 10月5日（木）。9月1日（金）及び4日（月）の分の収入金 102,000 円（B）が金庫に保管されていないことに発見者が気付いて係長に報告。同日、課長、係長、発見者が事故者に事情聴取を行ったところ、着服Bを認めるとともに、8月23日から31日分の収入金 267,900 円（A）の着服も申告し、着服AとBの合計 369,900 円を自宅へ持ち帰っていたことがごみ対策課内において判明した。（着服A・Bの判明）
- ⑦ 10月6日（金）。事故者は、費消することなく自宅で保管していた全額を持参して返金。10月10日（火）に発見者が金融機関へ入金して会計処理を終え、最終的に不明金は解消した。（被害の回復）
- ⑧ 12月7日（木）。市長等への報告。課長が速やかに上司等へ報告しなかったため、2ヶ月余りも発覚が遅れることとなった。（事案の発覚）

## 3. 着服した現金について

事故者は、消費者金融等への借金返済のために公金を自宅へ持ち帰ったものの、怖くなって費消することはできず、そのまま自宅に保管していました。その後、事態が判明したことを受けて、全額を返金しています。

なお、ごみ対策課で管理しているその他の現金については、改めて帳簿等を精査することにより不明金（その他の着服）がないことを確認しております。

## 4. 事案の発生原因と対策

事案が発覚して以降、ごみ対策課においては次のとおり再発防止策を講じています。また、全庁的には、現金を取り扱っているすべての部署を対象として取扱手順等を確認し、必要に応じて改善指導を行っていく予定です。

《問題点と再発防止策》

- ① 委託事業者からの現金受領、金庫保管の際における確認が不十分であった。

【対策】複数の職員で対応してダブルチェックを徹底するとともに、本庁舎の金融機関に入金するまで、すべての手数料を毎日確認する。

- ② 現金出納簿への受領記録が本庁舎の金融機関へ納めるために金庫から取り出した時点となっており、委託事業者から受領した時点で入力していなかったため、受領から金融機関への入金までの現金の流れを把握できる仕組みになっていなかった。

【対策】各時点における現金の状況や取扱者を進捗管理できるように現金出納簿の様式を見直した上で、委託事業者から受領した時点で入力するとともに、金融機関への入金前、入金後においても確認する。

- ③ 金融機関に入金した後の確認等が即時で行われていないことがあった。

【対策】領収書（入金時に発行）や収入通知票（入金数日後に発行される公金化が完了したことの通知書）を速やかに記録して会計処理を完結させる。

## 5. 事案発覚の遅れについて

課長及び係長は、事故者の心理状態を懸念するとともに、公表すれば懲戒免職は避けられず更生の機会が失われてしまうとの思いから、事故者を守るためには事態を公にすることなく穏便に済ませるべきと考えて報告を怠っています。その結果として発覚が2ヶ月余りも遅れてしまいました。

最終的には、市長等への報告を経て今回の公表に至っておりますが、即時性が求められる危機管理上の対応として極めて不適切なものでした。

## 6. 刑事告訴について

着服した現金が全額返金されて市としての被害は回復しており、事故者が懲戒免職処分という制裁を受けていることも考慮し、刑事告訴は見送ることとしました。

---

### 【問い合わせ】

立川市行政管理部人事課長 徳丸 祐豪

TEL 042—523—2111（内線）2144